

松江市設計・測量・調査等業務成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、松江市の執行する設計・測量・調査等業務の成績評定（以下「評定」という）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等及び技術者の適正な選定並びに育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 この要領において評定の対象となる設計・測量・調査等業務（以下「委託業務等」という）は、次の各号に掲げる業務をいう。

(イ) 「島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書」（平成17年4月1日施行）に定める委託業務等とする。

(ロ) 評定は原則として1業務の当初契約金額が100万円以上の委託業務等を対象とする。ただし、維持管理業務、災害調査業務、緊急に必要な業務、その他特殊な業務等で、当該委託業務等を主管する部長（以下「主管部長」という）が必要でないと認めたものについては、評定を省略することができる。

(評定者)

第3条 委託業務等の評定者（以下「評定者」という）は、松江市設計・測量・調査等業務完了検査要領に定める検査職員、総括監督員、監督員とする。

(評定の時期)

第4条 評定者は、委託業務等が完了したとき、それぞれ評定を行うものとする。

(評定の方法)

第5条 評定は、委託業務等ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2. 評定は、委託した業務の主たる内容により「地質調査・測量・調査業務成績考課表」（様式第1号）、「設計（調査・計画）業務成績考課表」（様式第1号）、「設計（概略・予備）業務成績考課表」（様式第1号）、「設計（詳細）業務成績考課表」（様式第1号）のいずれか一つで行うものとする。

3. 評定方法は別紙「考査基準」により行うものとする。

4. 前2項の規定にかかわらず、建築工事に係る設計業務等の評定は、別に定める松江市建築設計等委託業務成績評定要領による。（第6条について同じ。）

(評定の報告)

第6条 評定者は、第5条の「業務成績考課表集計一覧表」（様式第3号）の結果を「委託業務成績評定表」（様式第2号）に記載し、検査調書（財務規則様式13号）に添付し復命するものとする。

(評定の結果の通知)

第7条 主管部長は、完了検査調書の提出があったときは、遅滞なく当該業務の受託者に対して評定の結果を書面により通知するものとする。

2. 前項の通知には、項目別評定点表（様式第5号）を添付するものとする。

(評定の修正)

第8条 主管部長は、第7条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正するものとする。

2. 前項により評定を修正した場合は、遅滞なく、その結果を当該業務の受託者に通知するものとする。

(説明請求等)

第9条 第7条又は第8条による通知を受けた者は、通知を受けた日から14日（休日を含む）以内に書面により通知をした者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2. 主管部長は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

(評定結果の公表)

第10条 松江市設計・測量・調査等業務検査要領第3条に基づき、検査官が検査を実施し、評定

を行った結果は、速やかに公表するものとする。

(通知、公表及び回答の方法)

第11条 第7条から第10条までの通知、公表及び回答については、松江市委託業務成績評定点通知公表規程（別紙1）によるものとする。

(成績の保管)

第12条 成績評定点については、契約検査課で保管する。

(附則)

この要領は、平成17年10月1日から実施するものとし、平成17年度契約分から適用するものとする。

この要領は、平成22年9月1日から施行する。

ただし、第7条から第10条については、平成23年4月1日以降発注する委託業務に適用する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

様式第4号

年 月 日

商号又は名称・代表者氏名 様

〇〇部長 〇〇 〇〇

委託業務成績評定通知書

貴社が受注した下記の委託業務について、松江市設計・測量・調査等業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この通知を受けた日から14日(休日を含む)以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

また、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 業務名
2. 履行期間 〇年〇月〇日 ～ 〇年〇月〇日
3. 完了検査年月日 〇年〇月〇日
4. 評定点 別表のとおり
5. 送付先
〒690-8540
松江市末次町86番地
松江市〇〇部〇〇課長あて
6. 手続き等の問い合わせ先 (※検査職員)
〇〇部〇〇課長 〇〇 〇〇

契約検査課建設工事監理室
検査官 〇〇 〇〇

松江市委託業務成績評定点通知公表規程

(目的)

第1条 この規程は、松江市設計・測量・調査等業務成績評定要領及び松江市建築設計等委託業務成績評定要領（以下、「評定要領」という。）第7条から第10条に関する事項について定める。

(評定点の通知)

第2条 評定要領第7条及び第8条に基づく通知は、委託業務成績評定通知書（様式第4号）による。

2 前項の通知には、項目別評定点表（様式第5号）を添付する。

3 評定要領第8条に基づき評定を修正した場合についても同様とする。

(説明請求)

第4条 第3条の通知を受けた者は、通知を受けた日から14日（休日を含む）以内に書面により、主管部長に評定点について説明を求めることができるものとする。

(説明請求の提出)

第5条 第4条の書面の提出先は、主管部長とする。

(説明請求に対する回答)

第6条 当該委託業務等を主管部長は、評定点の通知を受けた受託者から評定点についての説明を求められた場合、速やかに書面により回答するものとする。

2 主管部長は、評定要領第9条第2項に基づく回答をする場合、松江市委託業務成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

3 前項の松江市委託業務成績評定評価委員会は、「松江市工事成績評定要領」に基づき設置された松江市工事成績評定評価委員会と兼ねることができるものとする。

4 松江市工事成績評定要領別紙4の「松江市工事成績評定点通知実施要領」の別紙5「松江市工事成績評定評価委員会規定」における「工事」を「工事又は委託業務等」に読み替えることができるものとする。

(評定点の公表)

第7条 評定要領第10条に基づく公表は閲覧によることとし、閲覧に供する期間は、業務完了年度を含め2年度とする。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。